

# 令和7年度 地震情報・警報（警戒レベル含む）・特別警報等の対応

豊橋市立高師小学校

## 1 南海トラフ地震臨時情報の発表

- ア 調査中…………観測された異常気象が南海トラフ沿いの大規模な地震との関連性を調査した場合、または調査を継続している場合
- イ 巨大地震警戒……南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において、M8.0以上の大震が発生したと評価した場合
- ウ 巨大地震注意……南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において、M7.0以上、M8.0未満の大震が発生したと評価した場合  
プレート境界で、通常とは異なる「ゆっくりすべり」が観測された場合  
→ア～ウの場合、続報に注意し、通常通り教育活動を続ける。また、速やかに日頃からの地震への備え、発生時の対応について再確認する。  
※登下校時の児童安全のため、職員が交代で見守りをする。また、家庭や地域にも見守りの協力を依頼。  
※校区の状況を確認しながら、児童の命を守ることを最優先に、市教委との協議の上、校長が判断。  
※校外学習中（修学旅行・野外教育活動を含む）の場合は、安全な場所に移動する。責任者の判断に従い、安全を確保しつつ、帰校または、活動の継続等を行う。
- エ 調査終了（巨大地震警戒・巨大地震注意のいずれにも当てはまらないと判断された場合）  
→平常通りの教育活動を継続する。

### （追加した箇所）

## 2 豊橋市に暴風警報・暴風雪警報、警戒レベル、特別警報等が発表された場合

### （1）児童生徒の登校前に、次の警報が発表されている場合の対応

- ① 豊橋市に「暴風・暴風雪警報」発表の場合
  - ア 午前6時00分までに解除されたときは、平常どおり授業を行う。
  - イ 午前6時00分を過ぎても解除されないとときは、当日は授業を行わない。
- ② 豊橋市に、大雨による「洪水（河川氾濫）・土砂災害・高潮」の恐れがあり、警戒レベル3（「高齢者等避難」）が発令されている場合……「大雨警報（土砂災害）」「洪水警報」など、何かしら出ている。
  - ア 通学路の状況等により、授業の有無、授業開始時刻を決定する。原則として、平常どおり授業を行う。
  - イ 必要に応じて、中学校区内の小中学校で連携をとる。
  - ウ 地方気象台情報で大雨による被害の可能性について予測された場合（例：早期注意情報で「警報の可能性が『中』以上」）には、前日までに市教委が臨時休校を判断することもある。
  - エ 保護者が子どもの安全を考え登校を見合せると判断した場合、校長が合理的な理由と認めたうえで欠席扱いにはしない。

③ 豊橋市に、大雨による「洪水(河川氾濫)・土砂災害・高潮」の恐れがあり、警戒レベル4(「避難指示」)が発令されている場合

- ア 午前6時00分を過ぎても解除されないときは当日授業を行わない(臨時休校)。  
イ 地方気象台情報で大雨による被害の可能性について予測された場合(例:早期注意情報で「警報の可能性が『中』以上」)には、前日までに市教委が臨時休校を判断することもある。

(2) **登校後に警報が発表された場合の対応**

① 豊橋市に「暴風・暴風雪警報」発表の場合

- ア 台風の中心位置、進行速度及び方向、気象状況等より判断し、子どもを安全に帰宅させると判断したときは、当日の授業を中止してすみやかに下校させる。  
イ 通学路が危険と認められるときや通学距離などにより帰宅が困難と認められるときは、当該児童の安全を校内において確保する。学校に残した児童は、校内の最も安全な場所に集め、その旨を家庭に連絡する。

② 豊橋市に、大雨による「洪水(河川氾濫)・土砂災害・高潮」の恐れがあり、警戒レベル3(「高齢者等避難」)が発令された場合……「大雨警報(土砂災害)」「洪水警報」など、何かしら出ている。

- ア 気象状況を把握するとともに、交通機関および通学路の状況などから判断し、授業の継続または中止を決定する。  
イ 状況の悪化が見込まれるときは直ちに授業を中止し、以下の避難行動に移る。  
a 児童生徒を校内に留めおき、安全を確保する。  
b 「引き取り下校」や「集団下校」など、下校の方法について中学校区内の小中学校で連携をとり、メールを配信し保護者に知らせる。

③ 豊橋市に、大雨による「洪水(河川氾濫)・土砂災害・高潮」の恐れがあり、警戒レベル4(「避難指示」)が発令された場合

- ア 直ちに授業を中止し、以下の避難行動に移る。  
a 児童を校内に留めおき、安全を確保する。  
b 「引き取り下校」や「集団下校」など、下校の方法について中学校区内の小中学校で連携をとり、メールを配信し保護者に知らせる。

(3) **登校前に「大雨」「暴風」「波浪」「高潮」「暴風雪」「大雪」等の特別警報が発表された場合**

- ア 登校させない。  
イ 特別警報解除後も、災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等に係る情報収集に努め、児童を安全に登校させると判断できるまでは登校させない。  
ウ 必要に応じて中学校区内の小中学校と連携をとる。

(4) **登校後に「大雨」「暴風」「波浪」「高潮」「暴風雪」「大雪」等の特別警報が発表された場合**

- ア 即刻、授業を中止し、災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等に係る情報収集並びに児童の生命及び安全を確保する最善の対応(学校留め置き、外部の避難場所への移動、保護者への引き渡し等)を迅速に行う。